

## 新型コロナウイルス感染症関連の相談窓口及び支援策について

### 1. 労働相談窓口について（労働者・事業主向け）

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、労働相談のある方は、(1)～(5)の窓口までご相談ください。

- ・労働者の方 賃金等労働条件に関する相談。退職、解雇労働条件引き下げに関する相談 等
- ・事業主の方 労務管理（賃金の支払い、休業手当の支給等）に関する相談 等

#### (1) 新型コロナウイルス感染症の影響による特別相談窓口（労働者・事業主向け）

開設場所：沖縄労働局雇用環境・均等室（那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館3階）

電話番号：098-868-6060

開設時間：8:30～17:15（土・日・祝日除く）

#### (2) 一時的に休業等を行い、労働者の雇用の維持を図った場合の助成（雇用調整助成金）に関する相談窓口（事業主向け）

開設場所：沖縄労働局職業対策課（那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館3階）

電話番号：098-868-3701（令和2年4月以降は、098-868-1606）

開設時間：8:30～17:15（土・日・祝日除く）

#### (3) 新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休校等により仕事を休まざるをえなくなった保護者の皆さんを支援するための助成等（新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金、新型コロナウイルス感染症による小学校休業等支援金）に関する相談窓口

問い合わせ先：学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター

電話番号：0120-60-3999（フリーダイヤル）

開設時間：9:00～21:00（土日・祝日含む）

#### (4) 沖縄県女性就業・労働相談センター（労働者・事業主向け）

開設場所：労働相談窓口（那覇市泉崎 1-20-1 カフーナ旭橋A街区6階グッジョブセンターおきなわ内）

電話番号：0120-610-223（フリーダイヤル）

開設時間：9:00～19:00（日・祝日除く）

#### (5) グッジョブ相談ステーション（事業主向け）

開設場所：雇用に関する相談窓口（那覇市泉崎 1-20-1 カフーナ旭橋A街区6階グッジョブセンターおきなわ内）

電話番号：098-941-2044

開設時間：9:00～17:00（土・日・祝日除く）

## 2. その他経営全般に関する経営相談窓口について（事業主向け）

新型コロナウイルス感染症の流行により、事業経営に影響を受ける又はその恐れのある中小企業・小規模事業者等を対象として、県内の中小企業支援機関に「経営相談窓口」を設置されています。

これらの窓口では、売上の回復、販路開拓等に向けた助言・指導、事業計画の策定支援など、経営全般に関する各種相談に対応しておりますので、ぜひご活用ください。

- ・ 沖縄県商工会連合会 TEL：098-859-6150（※その他、各地域の商工会でも相談対応しています。）
  
- ・ 那覇商工会議所 TEL：098-868-3758
- ・ 浦添商工会議所 TEL：098-877-4606
- ・ 沖縄商工会議所 TEL：098-938-8022
- ・ 宮古島商工会議所 TEL：0980-72-2779
- ・ 沖縄県中小企業団体中央会 TEL：098-860-2525
- ・ 沖縄県中小企業支援センター（沖縄県産業振興公社） TEL：098-859-6237
- ・ 沖縄県よろず支援拠点 TEL：098-851-8460
- ・ 中小機構 沖縄事務所 TEL：098-859-7566
- ・ 沖縄振興開発金融公庫（本店） TEL：098-941-1795（※その他、各支店でも相談対応しています）
  
- ・ 商工中金 那覇支店 TEL：098-866-0196
- ・ 沖縄県信用保証協会 TEL：098-863-5300
- ・ 新型コロナウイルスに関する経営相談窓口（沖縄総合事務局中小企業課）  
TEL：098-866-1755

※ 上記以外にも、県内の各銀行・信用金庫等の金融機関においても、金融支援等の経営相談に対応しています。

### 3. 中小企業等向け支援策について

#### (1) 中小企業セーフティネット資金（県融資制度）

県では、新型コロナウイルス感染症で影響を受けた中小企業の皆様に金融支援を行うため、県融資制度「中小企業セーフティネット資金」の融資対象4（災害等被害対応貸付）、融資対象5（セーフティネット保証4号のみ）、融資対象6（危機関連保証）の取扱いを下記のとおり行います。

#### 記

#### 1 融資対象者

事業歴が1年以上で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者、協同組合等

#### 2 融資対象となる地域 沖縄県内の全市町村

#### 3 資金用途 災害等被害対応に係る事業資金

#### 4 融資限度額 運転・設備併せて3,000万円（融資対象4は一般保証枠適用、融資対象5、6は一般保証枠と別枠の保証枠を適用）

#### 5 融資期間 運転7年（据置1年）、設備10年（据置1年）

#### 6 融資利率 融資対象4：0.90％、融資対象5、6：0.80％

#### 7 保証料率 0％（保証料については県が全額負担致します）

#### 8 金融機関への融資申込期間 令和2年2月3日から（設備資金は令和2年3月18日から）

#### 9 融資申込みの方法

##### (1) 融資対象4

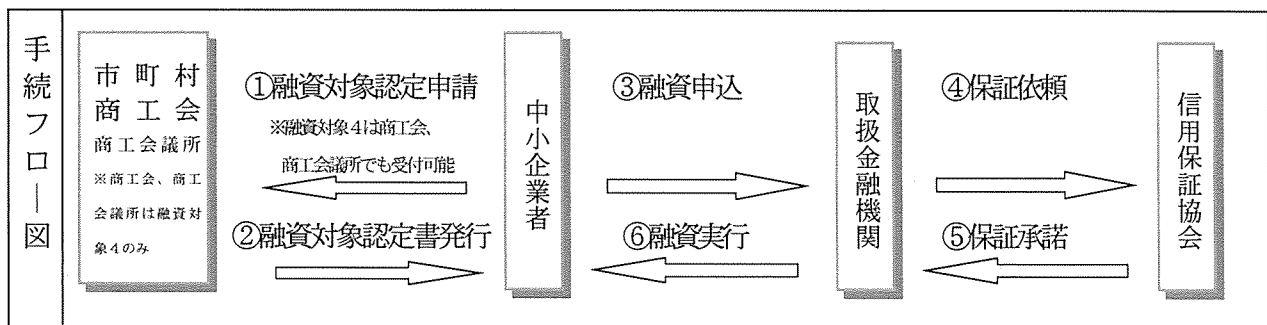
市町村長若しくは商工会会長（商工会議所会頭）から融資対象認定書を取得後、当該認定書を県融資制度の必要書類に添付し、直接取扱金融機関に融資を申し込む。

##### (2) 融資対象5、6

市町村長から認定書を取得後、当該認定書を県融資制度の必要書類に添付し、直接取扱金融機関に融資を申し込む。

#### 10 取扱金融機関

琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、商工組合中央金庫  
 沖縄県農業協同組合、みずほ銀行、鹿児島銀行



#### 【問合せ先】

沖縄県商工労働部中小企業支援課（金融班）

電話：098-866-2343 FAX：098-861-4661

※最寄りの市町村商工担当課、商工会若しくは商工会議所でも相談可能です。

※商工会、商工会議所に会員加入していなくても相談可能です。

## (2) 雇用調整助成金（沖縄労働局）

（事業主の方へ）

# 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ 雇用調整助成金の特例を追加実施します

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

### 【特例の対象となる事業主】

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主を対象とします。

### 【追加の特例措置の内容】

休業等の初日が、令和2年1月24日から令和2年7月23日までの場合に適用します。

- ① 新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者についても助成対象とします。
- ② 過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主について、  
ア 前回の支給対象期間の満了日から1年を経過していなくても助成対象とし、  
イ 過去の受給日数にかかわらず、今回の特例の対象となった休業等の支給限度日数までの受給を可能とします（支給限度日数から過去の受給日数を差し引きません）。

### 【既に講じている特例措置の内容】

- ③ 令和2年1月24日以降の休業等計画届の事後提出が、令和2年5月31日まで可能です。
- ④ 生産指標の確認期間を3か月から1か月に短縮しています。（※生産指標の確認は提出があった月の前月と対前年同月比で確認します。）
- ⑤ 事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象としています。（※生産指標の確認は提出があった月の前月と令和元年12月と比べます。そのため12月実績は必要となります）
- ⑥ 最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象としています。

### 【新型コロナウイルス感染症の影響に伴う「経済上の理由」とは】

以下のような経営環境の悪化については経済上の理由に当たり、それによって事業活動が縮小して休業等を行った場合は助成対象となります。

（経済上の理由例）

- ・取引先が新型コロナウイルス感染症の影響を受けて事業活動を縮小した結果、受注量が減ったために事業活動が縮小してしまった場合。
- ・労働者が感染症を発症し、自主的に事業所を閉鎖したことにより、事業活動が縮小した場合。
- ・労働者が感染症を発症していないが、行政の要請を受けて事業所を閉鎖し、事業活動が縮小した場合。


### 【その他の支給要件】

その他、雇用保険の適用事業所であること等の支給要件があります。詳細については最寄りの労働局の助成金相談窓口にお尋ねください。

厚生労働省HP



LL020310企01

 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

### 【問い合わせ先】

沖縄労働局 職業対策課 TEL：098-868-3701

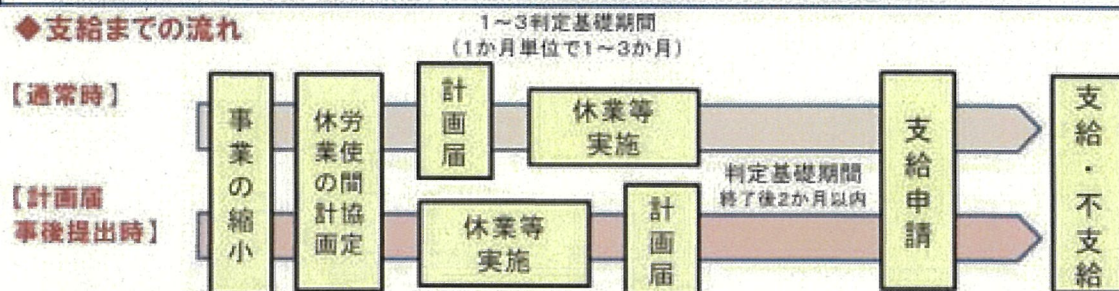
住所：那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館3階

助成内容と受給できる金額	大企業	中小企業
休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成（率） ※ 対象労働者1人1日当たり 8,330円が上限です。（令和2年3月1日現在） ※ 助成額は、前年度の雇用保険の保険料の算定基礎となる賃金総額等から算定されます。	1/2	2/3
教育訓練を実施したときの加算（額）	1人1日当たり1,200円	
支給限度日数	1年間で100日	

#### ◆受給手続き◆

- 事業主が指定した1年間の対象期間について、実際に休業を行う判定基礎期間※ごとに計画届を提出することが必要です。（※計画や支給申請の単位となる期間で、賃金締め切り期間と同じです。）
- 事後提出する休業等については、1度にまとめて提出してください。
- 事後提出しない休業等については、初回の計画届を、雇用調整を開始する日の2週間前をめぐり、2回目以降については、雇用調整を開始する日の前日までに提出して下さい（最大で3判定基礎期間分の手続きを同時に行うことができます。）
- 事後提出しない休業等の場合の支給申請期間は判定基礎期間終了後、2か月以内です。

#### ◆支給までの流れ



#### ◆初回の計画届時に必要な書類(休業の場合)※教育訓練、出向の場合は労働局にご確認ください。

休業等実施計画届	休業予定日、規模等を記載。
事業活動の状況に関する申出書 (新型コロナウイルス感染症関係用)	事業縮小の状況を記載。
【添付】労使協定書	・ 労使協定書 ・ 労働者代表確認書類
【添付】事業所の状況に関する書類 (生産指標は届出前月の数値で確認します。)	・ 生産指標(売上高等)のわかる書類 ・ 所定労働日、時間や賃金制度等のわかる書類 等



#### ◆労使協定で最低限定める事項(休業の場合)※計画届や申出書の様式は厚生労働省HPからダウンロードできます。

- ① 休業の実施予定時期・日数、② 休業の時間数、
- ③ 対象となる労働者の範囲及び人数、④ 休業手当額の算定基準

#### ◆その他の主な支給要件◆

- 雇用保険適用事業所の事業主であること。
- 支給のための審査に協力すること。
  - ① 審査に必要な書類等を整備・保管していること
  - ② 審査に必要な書類等の提出を、管轄労働局等から求められた場合に応じること
  - ③ 管轄労働局等の実地調査を受け入れること 等
- 労使間の協定により休業等をおこなうこと。
- 休業手当の支払いが労働基準法第26条の規定に違反していないものであること。
- 判定基礎期間における対象労働者に係る休業等の実施日の延日数が、対象労働者に係る所定労働延日数の1/20（大企業の場合は1/15）以上となるものであること。

詳細については、最寄りの労働局の助成金相談窓口にお尋ねください。  
支給の円滑化のため、書類等の整備や休業手当の算定方法の整理にご協力ください。